

警戒区域内で飲食店等を営んでいた申立人の逸失利益約1657万円及び原発事故時の在庫食品等の財物賠償に加え、金融機関に対する遅延約定利息金及び遅延損害金が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 損害項目 営業損害（逸失利益）
期 間 平成23年3月11日から平成23年12月31日まで
- (2) 損害項目 財物損害（たな卸資産について）
期間の定めなし
- (3) 損害項目 追加的費用（A銀行に対する遅延約定利息および遅延損害金）
期 間 平成23年3月から同年12月まで
- (4) 損害項目 上記（1）ないし（3）についての弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、下記合計金18,072,504円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 第1項（1）につき金16,577,295円
- (2) 第1項（2）につき金647,746円
- (3) 第1項（3）につき金321,080円
- (4) 第1項（4）につき金526,383円

第3 仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、仮払補償金として金1,858,750円を支払済みであることを確認する。

この仮払補償金1,858,750円について、第2項記載の和解金18,072,504円と清算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債

務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月4日

（仲介委員 高井章光）